景観法運用にあたって活用した科学的根拠

自治体名:京都府 導入時期:平成20年10月~(天橋立周辺地域景観計画 施行日)

事例名称:有効視野角による基準等の適用区域の設定

根拠区分: 学術知見/実態調査/他制度根拠/その他() 活用区分: 区域設定/制限設定/処分等判断/その他()

事例概要: 天橋立の主要な視点場である笠松公園(府中地区)等は、天橋立とまち並みが一体的に眺望でき、天橋立周辺を代表する象徴的な俯瞰景観を有している。また、俯瞰されるまち並み付近には歴史的建造物が存在し、周辺のまち並みと歴史建造物が調和した景観を呈しており、より一層の趣を感じさせる要素となっている。これら良好な俯瞰景観について、この視点場から俯瞰される範囲(展望施設から可視100°の範囲)を基本とし、沿岸や沿道のまちのつながりを配慮した範囲を俯瞰景観重点ゾーンに設定。



※規制区域の中心となる眺望視線(視心)・・・天橋立北端

(出典:天橋立周辺地域景観計画)

活用対象:景観法第8条第2項第1号に基づく景観計画区域における俯瞰景観重点ゾーンの設定 根拠として活用。

考え方: 「景観工学(第2章 景観整備の手法)」において、<u>人が静止した状態で、色彩の識別ができる範囲は、水平視覚90°~110°とされている</u>ことを参考に、その平均である100°を水平方向の有効視野角とした範囲を基本として区域設定。

引用元 : 「景観工学」 P 3 3 、日本まちづくり協会 (編)、理工図書 (2001)

その他: 当該根拠については、「天橋立周辺地域景観まちづくり計画」に掲載し、事業者等に理解を求めている(京都府ホームページにも掲載)。